

新潟県住宅の屋根雪対策条例施行規則をここに公布する。

平成25年1月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 新潟県規則第3号

新潟県住宅の屋根雪対策条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、新潟県住宅の屋根雪対策条例（平成24年新潟県条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(県民の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合)

**第2条** 条例第11条第3項の規則で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 空き家の倒壊等により県民の生命又は身体に対して重大な危害を及ぼすおそれがあることが著しいと認められる場合
- (2) 豪雪等により市町村の除雪に関する事務に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合
- (3) 災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令に基づき空き家の屋根雪下ろしその他積雪による空き家の倒壊による危害の発生を防止するための措置が講じられていない場合

(屋根雪下ろし等の措置に係る書類の提出)

**第3条** 市町村長は、条例第11条第3項の空き家の屋根雪下ろしその他必要な措置（以下「屋根雪下ろし等の措置」という。）を求めたときには、遅滞なく、知事が別に定める書類を知事に提出しなければならない。

(市町村長への通知)

**第4条** 知事は、屋根雪下ろし等の措置の求めを受けたときには、遅滞なく、当該措置を講ずるかどうかを決定し、その旨を当該求めをした市町村長に通知しなければならない。

(空き家を所有し、又は管理する者への通知)

**第5条** 知事は、屋根雪下ろし等の措置を講じた場合は、当該措置を講じたことを遅滞なく当該措置を講じた空き家を所有し、又は管理する者に通知しなければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。